

雇児発 0929 第 1 号  
平成 28 年 9 月 29 日

各〔都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号)において具体的に示しているところであるが、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)が、本年 6 月 3 日に公布され、改正法の一部が公布日に施行されていること及び同年 10 月 1 日施行の改正事項があることから、今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 児童相談所運営指針 新旧対照表

新	旧
<p>児童相談所運営指針 (目次)</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を<u>優先して</u>考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第30号)及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正</p>	<p>児童相談所運営指針 (目次)</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第30号)及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正</p>

新	旧
<p>法」という。)が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設や里親の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られた。</p> <p>この平成16年の児童虐待防止法改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、児童虐待防止法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。この検討規定等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成19年5月、議員立法により、<u>子どもの安全確認等のための立入調査等の強化</u>、保護者に対する施設入所等の措置のとられた<u>子ども</u>との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)。以下「平成19年児童福祉法改正法」という。)が成立した。</p> <p>さらに平成20年には、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号。以下「平成20年児童福祉法改正法」という。)が成立した。</p> <p>平成23年には、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護す</p>	<p>法」という。)が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設や里親の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られた。</p> <p>この平成16年の児童虐待防止法改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、児童虐待防止法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。この検討規定等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成19年5月、議員立法により、<u>児童の安全確認等のための立入調査等の強化</u>、保護者に対する施設入所等の措置のとられた<u>児童</u>との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)。以下「平成19年児童福祉法改正法」という。)が成立した。</p> <p>さらに平成20年には、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号。以下「平成20年児童福祉法改正法」という。)が成立した。</p> <p>平成23年には、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護す</p>

新	旧
<p>る観点から、親権の停止制度の創設、法人又は複数の未成年後見人の選任の許容、親権者等のない里親等委託中又は一時保護中の子どもに係る児童相談所長の親権代行、子どもの福祉のために児童相談所長、施設長、里親等がとる監護等の措置と親権との関係の明確化などを内容とする民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が成立した。</p> <p><u>平成28年には、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の所要の措置を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）が成立した。</u></p> <p><u>（平成28年6月3日（公布日）、10月1日及び平成29年4月1日施行）</u></p> <p><u>法の理念規定は、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確でなかったため、平成28年児童福祉法等改正法において、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを、法に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、子どもの福祉が保障される旨が明確化された。</u></p> <p><u>具体的には、次の内容が法の総則の冒頭に規定された。（法第1条及び第2条）</u></p> <p><u>① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる</u></p>	<p>る観点から、親権の停止制度の創設、法人又は複数の未成年後見人の選任の許容、親権者等のない里親等委託中又は一時保護中の子どもに係る児童相談所長の親権代行、子どもの福祉のために児童相談所長、施設長、里親等がとる監護等の措置と親権との関係の明確化などを内容とする民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が成立した<u>（平成24年4月から施行）</u>。</p>

新	旧
<p><u>ことその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u></p> <p>② <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>③ <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u></p> <p>④ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u></p> <p><u>また、家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、その旨が法律に明記されたとともに、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）への委託を一層進めることも重要であることから、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨が法律に明記され、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとされた。</u></p> <p><u>具体的には、次の内容が国及び地方公共団体の責務として法律上に位置付けられた。（法第 3 条の 2）</u></p> <p>① <u>国及び地方公共団体は、子どもが「家庭」において心身ともに健や</u></p>	

新	旧
<p><u>かに養育されよう、子どもの保護者を支援することとする。</u></p> <p>② <u>ただし、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、必要な措置を講ずることとする。</u></p> <p><u>なお、「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームを、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。</u></p> <p>(6) 児童相談所は、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要であり、とりわけ、児童家庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが<u>家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）</u>で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>また、<u>平成19年児童福祉法改正法</u>により、虐待通告を受けたとき等の<u>子どもの安全確認</u>を行うための措置の義務化や臨検又は搜索の制度の創</p>	<p>(6) 児童相談所は、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要であり、とりわけ、児童家庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが<u>良好な家庭的環境</u>で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>また、<u>法律改正</u>により、虐待通告を受けたとき等の<u>児童</u>の安全確認を行うための措置の義務化や臨検又は搜索の制度の創設等の措置が講じられたことから、児童相談所における<u>児童</u>の安全確認又は安全確保が今後</p>

新	旧
<p>設等の措置が講じられ、平成 28 年児童福祉法等改正法により、措置解除後において児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等の実施、臨検又は捜索手続の簡素化により、児童相談所における<u>子ども</u>の安全確認又は安全確保が今後さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、<u>子ども</u>の安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1) 従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、</p> <p>② 都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、</p> <p>③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う</p>	<p>さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、<u>児童</u>の安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2. 児童相談所の任務、機能</p> <p>(1) 従来は、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 17 年 4 月から、</p> <p>① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、</p> <p>② 都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、</p> <p>③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う</p>

新	旧
<p>等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。</p> <p>さらに、平成 20 年児童福祉法改正法により、平成 21 年 4 月から、市町村職員の研修が都道府県の業務として明確化されることとなった。</p> <p><u>しかし、その役割・責務は、法律上の様々な規定に分散し、必ずしも明確ではなかったことから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、次のとおり、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化された。</u></p> <p><u>(法第 3 条の 3 各項)</u></p> <p>① <u>市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする。</u></p> <p>② <u>都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、子どもの福祉に関する業務を適切に行うこととする。</u></p> <p>③ <u>国は、市町村及び都道府県の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、子どもが適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報提供等の必要な各般の措置を講ずることとする。</u></p> <p>(2) 具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第 10 条第 1 項各号）。</p> <p>①・② （略）</p>	<p>等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。</p> <p>さらに、平成 20 年児童福祉法改正法により、平成 21 年 4 月から、市町村職員の研修が都道府県の業務として明確化されることとなった。</p> <p>(2) 具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第 10 条第 1 項各号）。</p> <p>①・② （略）</p>

新	旧
<p>③ <u>子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</u></p> <p>④ <u>①～③に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>(3) これに対し、都道府県等は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①（市町村職員の研修を除く）、<u>②のイからオまで及び③</u>に掲げる業務を行うものとされている。（法第 11 条第 1 項各号及び第 12 条第 2 項）</p> <p>① （略）</p> <p>② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて<u>心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</u></p> <p>オ 子どもの一時保護を行うこと。</p> <p>③ <u>①、②に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・</p>	<p>③ 子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、<u>必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</u></p> <p>(3) これに対し、都道府県等は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①（市町村職員の研修を除く）<u>及び②</u>のイからオまでに掲げる業務を行うものとされている。（法第 11 条第 1 項各号及び第 12 条第 2 項）</p> <p>① （略）</p> <p>② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</p> <p>オ 子どもの一時保護を行うこと。</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・</p>

新	旧
<p>連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能  (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 措置機能  子ども又はその保護者を<u>児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）</u>、<u>市町村</u>、<u>児童家庭支援センター</u>等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定<del>発達支援</del>医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する等の機能（法第 26 条、第 27 条（第 32 条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3. 児童相談所の設置</p> <p>(1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（法第 12 条、第 59 条の 4、地方自治法第 156 条）</p> <p>また、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 18 年 4 月からは、指</p>	<p>連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。</p> <p>ア 基本的機能  (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 措置機能  子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定医療機関（以下「児童福祉施設等」という。）に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する等の機能（法第 26 条、第 27 条（第 32 条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3. 児童相談所の設置</p> <p>(1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（法第 12 条、第 59 条の 4、地方自治法第 156 条）</p> <p>また、平成 16 年児童福祉法改正法により、平成 18 年 4 月からは、指</p>

新	旧
<p>定都市以外にも個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた。（法第 59 条の 4 第 1 項）</p> <p>児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行う事務と同様であり、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要である。</p> <p>児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「則」という。）第 3 条に定める事項について厚生労働大臣に報告しなければならない。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 2 条）</p> <p>なお、児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所、保健所、知的障害者更生相談所等の各事務所と統合を推進することも差し支えない。</p> <p>指定都市以外の市が児童相談所設置市として指定を受けるための手続きは、平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号「児童相談所を設置する市について」による。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>第 2 節・第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 援助指針の重要性</p> <p>1・2.（略）</p> <p>3. 援助指針の内容</p>	<p>定都市以外にも個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた。（法第 59 条の 4 第 1 項）</p> <p>児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行う事務と同様であり、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要である。</p> <p>児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「則」という。）第 3 条に定める事項について厚生労働大臣に報告しなければならない。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 3 条）</p> <p>なお、児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所、保健所、知的障害者更生相談所等の各事務所と統合を推進することも差し支えない。</p> <p>指定都市以外の市が児童相談所設置市として指定を受けるための手続きは、平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号「児童相談所を設置する市について」による。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>第 2 節・第 3 節（略）</p> <p>第 4 節 援助指針の重要性</p> <p>1・2.（略）</p> <p>3. 援助指針の内容</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉施設等又は里親等へ措置する場合、及び児童委員指導、<u>市町村指導</u>や児童家庭支援センター指導等他機関に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の援助方針等を十分伝え、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助方針等について綿密な打合せを行い、了解した事項等について援助指針に盛り込んでおく。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 組織の標準</p> <p>1. 規模</p> <p>児童相談所の規模は、人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所はA級、その他の児童相談所は<u>B級</u>を標準とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 職員構成</p> <p>1. 規模別職員構成の標準</p> <p>第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。</p> <p><u>B級－指導及び教育を行う児童福祉司</u>（以下「児童福祉司スーパーバイ</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉施設等又は里親等へ措置する場合、及び児童委員指導や児童家庭支援センター指導等他機関に指導を委ねるか他機関と連携しながら指導を行う場合は、事前に当該事例における問題点や課題、児童相談所の援助方針等を十分伝え、中心となって対応する機関を明らかにするとともに、それぞれの役割や援助方針等について綿密な打合せを行い、了解した事項等について援助指針に盛り込んでおく。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節 組織の標準</p> <p>1. 規模</p> <p>児童相談所の規模は、人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所はA級、<u>150万人以下の中央児童相談所はB級、その他の児童相談所はC級</u>を標準とする。</p> <p>2. (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 職員構成</p> <p>1. 規模別職員構成の標準</p> <p>第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。</p> <p><u>C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司</u>（児童福祉司スーパーバイザー）、</p>

新	旧
<p>ザー」という。)、<u>児童福祉司、相談員、医師(精神科を専門とする医師(以下「精神科医」という。嘱託も可。))、小児科を専門とする医師(以下「小児科医」という。嘱託も可。))</u>又は<u>保健師、指導及び教育を行う児童心理司(以下「児童心理司スーパーバイザー」という。)</u>、<u>児童心理司、心理療法担当職員、弁護士(「これに準ずる措置」も可。)</u>、<u>その他必要とする職員</u></p> <p>A級－B級に定める職員のほか理学療法士等(言語治療担当職員を含む。)、臨床検査技師</p> <p>2. 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第13条第5項に基づき、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司であり、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。なお、令第3条第2項において、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司5人につき1人(児童福祉司の数を6で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。))とし、これを参酌して定めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>児童福祉司については、各児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合には、上乘せを行うこととする。</u></p> <p><u>具体的には、令第3条及び則第5条の2の2に基づき、以下の①及び</u></p>	<p>児童福祉司、相談員、<u>精神科を専門とする医師(以下「精神科医」という。嘱託も可。)</u>、<u>教育・訓練・指導担当児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)</u>、<u>児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員</u></p> <p><u>B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師(以下「小児科医」という。嘱託も可。)</u>、<u>保健師</u></p> <p>A級－B級に定める職員のほか理学療法士等(言語治療担当職員を含む。)、臨床検査技師</p> <p>2. 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。</u></p> <p>(3) <u>児童福祉司については、令第2条において、人口おおむね4万～7万までを標準として担当区域を定めるものとされているが、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。また、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を</u></p>

新	旧
<p><u>②を合計した数を標準とする。ただし、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましく、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。</u></p> <p><u>なお、当該基準は、各年度4月1日を基準日とする。</u></p> <p>① <u>各児童相談所の管轄区域の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるもの）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p>② <u>各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数（公表された最近の福祉行政報告例に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したもの）が全国平均値 0.001（全国の「児童相談所における児童虐待相談対応件数」を全国の人口で除して得たもの）より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に 0.001 を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を 40 で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。</u></p> <p>(6) <u>児童心理司（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）は、児童福祉司2人につき1人以上配置することを標</u></p>	<p>登用すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育・訓練・指導担当児童心理司（児童心理司スーパーバイザー）は、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。</u></p> <p>(7) <u>医師又は保健師（児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）</u>については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達等に課題を持つ子どもに対する医学的判断等から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であることから、<u>各児童相談所に1人以上配置すること。</u></p> <p>(8) <u>弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要がある、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）</u></p> <p>(9) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。</p> <p>(10) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 相談・指導部門の長</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉司スーパーバイザーの意見を参考としつつケースの進行管理</p>	<p>(6) 医師については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達に課題を持つ子どもに対する医学的判断から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であること。</p> <p>(7) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。</p> <p>(8) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>各職員の主な職務内容はおおむね以下のとおりである。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>5. 相談・指導部門の長</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）</u>の</p>

新	旧
<p>を行うこと</p> <p>(4) (略)</p> <p>6. 判定・指導部門の長</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 判定・指導部門の職員に対する<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）を行うこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8. (略)</p> <p>9. 一時保護部門の長</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時保護部門の職員に対する<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）を行うこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>10. 児童福祉司スーパーバイザー</p> <p>児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について<u>指導及び教育</u>を行うこと</p> <p>11～16. (略)</p> <p>17. <u>弁護士</u></p> <p><u>法第28条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等の手続きや、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者の説得を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと</u></p> <p>18. 児童心理司スーパーバイザー</p> <p>児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必</p>	<p>意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと</p> <p>(4) (略)</p> <p>6. 判定・指導部門の長</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 判定・指導部門の職員に対する<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）を行うこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8. (略)</p> <p>9. 一時保護部門の長</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時保護部門の職員に対する<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）を行うこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>10. <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司</u>（スーパーバイザー）</p> <p>児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について<u>教育・訓練・指導</u>を行うこと</p> <p>11～16. (略)</p> <p>17. <u>教育・訓練・指導担当児童心理司</u>（児童心理司スーパーバイザー）</p> <p>児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必</p>

新	旧
<p>要な技術について指導<u>及び教育</u>を行うこと</p> <p><u>19.</u> 児童心理司 (1)・(2) (略)</p> <p><u>20.</u> 心理療法担当職員 (略)</p> <p><u>21.</u> 保健師 (1)～(4) (略)</p> <p><u>22.</u> 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） (略)</p> <p><u>23.</u> 臨床検査技師 (略)</p> <p><u>24.</u> 児童指導員及び保育士 (1)・(2) (略)</p> <p><u>25.</u> 一時保護対応協力員 (略)</p> <p><u>26.</u> 看護師 (1)・(2) (略)</p> <p><u>27.</u> 栄養士 (1)～(3) (略)</p> <p><u>28.</u> 調理員 (略)</p> <p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p>	<p>要な技術について<u>教育・訓練・指導</u>を行うこと</p> <p><u>18.</u> 児童心理司 (1)・(2) (略)</p> <p><u>19.</u> 心理療法担当職員 (略)</p> <p><u>20.</u> 保健師 (1)～(4) (略)</p> <p><u>21.</u> 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） (略)</p> <p><u>22.</u> 臨床検査技師 (略)</p> <p><u>23.</u> 児童指導員及び保育士 (1)・(2) (略)</p> <p><u>24.</u> 一時保護対応協力員 (略)</p> <p><u>25.</u> 看護師 (1)・(2) (略)</p> <p><u>26.</u> 栄養士 (1)～(3) (略)</p> <p><u>27.</u> 調理員 (略)</p> <p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 職員の資格</p>

新	旧
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「<u>第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者</u>」であることが必要である。</p> <p>(4) 心理療法担当職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第73条第3項に定める「心理療法担当職員」と同様の資格を有する者であることが必要である。</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。</p> <p>(3) 児童福祉司及び児童心理司の<u>指導及び教育</u>を行う児童福祉司及び児童心理司（スーパーバイザー）は、<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。</p> <p>(4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の<u>指導及び教育</u>（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。</p>	<p>(1)・(2)</p> <p>(3) 児童心理司は法第12条の3第4項に定める「<u>同項第2号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者</u>」であることが必要である。</p> <p>(4) 心理療法担当職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第75条第3項に定める「心理療法担当職員」と同様の資格を有する者であることが必要である。</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために<u>子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修</u>を受講することが望ましい。</p> <p>(3) 児童福祉司及び児童心理司の<u>教育・訓練・指導担当者</u>（スーパーバイザー）は、<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために<u>子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修</u>を受講することが望ましい。</p> <p>(4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による<u>教育・訓練・指導</u>（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の<u>指導・訓練・教育</u>（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努め</p>

新	旧
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>3. 職員の専門性</p> <p>児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、少なくとも、次のような専門性を獲得するよう努めなければならない。</p> <p>特に、所長は、子どもを守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関である児童相談所の責任者であり、その判断は、これを誤れば、子どもの命が奪われることにもつながりかねない極めて重大なものである。所長は、こうした極めて重大な権限行使の最終的判断を担うという職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 年齢要件</p> <p>児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限</p>	<p>る。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>3. 職員の専門性</p> <p>児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者などに対して、援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を上げることが期待されている。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、少なくとも、次のような専門性を獲得するよう努めなければならない。</p> <p>特に、所長は、子どもを守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関である児童相談所の責任者であり、その判断は、これを誤れば、子どもの命を奪うことにもつながりかねない極めて重大なものである。所長は、こうした極めて重大な権限行使の最終的判断を担うという職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 相談の受付と受理会議</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 年齢要件</p> <p>児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限</p>

新	旧
<p>り例外規定が設けられている。</p> <p>(1) 少年法との関係に由来するもの  罪を犯した満 14 歳以上の<u>子ども</u>の通告（家庭裁判所が通告の受理機関となる。）（法第 25 条）</p> <p>(2) 18 歳以上の未成年者に係るもの  ①～③ （略）  ④ 義務教育を終了した<u>子ども</u>又は<u>子ども</u>以外の満 20 歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（法第 33 条の 6 第 1 項）</p> <p>(3) （略）</p> <p>4. 管轄  児童相談所は則第 5 条の 2 に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 児童福祉施設、指定<u>発達支援</u>医療機関に入所等している場合及び里親等に委託している場合には、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>5. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供  支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第 25 条等に基づき、転出</p>	<p>り例外規定が設けられている。</p> <p>(1) 少年法との関係に由来するもの  罪を犯した 14 歳以上の<u>児童</u>の通告（家庭裁判所が通告の受理機関となる。）（法第 25 条）</p> <p>(2) 18 歳以上の未成年者に係るもの  ①～③ （略）  ④ 義務教育を終了した<u>児童</u>又は<u>児童</u>以外の満 20 歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（法第 33 条の 6 第 1 項）</p> <p>(3) （略）</p> <p>4. 管轄  児童相談所は則第 5 条の 2 に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 児童福祉施設、指定医療機関に入所等している場合及び里親等に委託している場合には、保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>5. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供  支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第 25 条等に基づき、転出</p>

新	旧
<p>先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ（平成19年7月12日付け19全児相第7号）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ケース移管及び情報提供の実施に伴う個人情報の取り扱い</p> <p>平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。</p> <p>この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。</p> <p>さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、第13条の4において、地方公共団体の機関は、他の児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資</p>	<p>先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ（平成19年7月12日付け19全児相第7号）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) ケース移管及び情報提供の実施に伴う個人情報の取り扱い</p> <p>平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。</p> <p>この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。</p> <p>さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、第13条の3において、地方公共団体の機関は、他の児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資</p>

新	旧
<p>料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。</p> <p>以上のように、児童相談所間の個人情報の取り扱いについては法令に基づく行為であり、児童福祉法第 61 条にいう「正当な理由」に該当するため、守秘義務違反とはならない。</p> <p>なお、移管元児童相談所は「移管」や「情報提供」にあたり、移管先児童相談所が、今後継続的に関わることを保護者に伝えて、相談関係が継続できるようにすることが重要である。</p> <p>6. 転出先が不明な場合の対応</p> <p>支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>子ども</u>を発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。</p> <p>7・8. (略)</p> <p>9. 相談受付の方法</p> <p>相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、初回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよう上記のような丁寧な対応を心掛ける。</p>	<p>料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。</p> <p>以上のように、児童相談所間の個人情報の取り扱いについては法令に基づく行為であり、児童福祉法第 61 条にいう「正当な理由」に該当するため、守秘義務違反とはならない。</p> <p>なお、移管元児童相談所は「移管」や「情報提供」にあたり、移管先児童相談所が、今後継続的に関わることを保護者に伝えて、相談関係が継続できるようにすることが重要である。</p> <p>6. 転出先が不明な場合の対応</p> <p>支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>児童</u>を発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。</p> <p>7・8. (略)</p> <p>9. 相談受付の方法</p> <p>相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。妊娠等について悩みを抱える相談者からの相談等で、相談者が匿名を希望した場合であっても、相談に十分応じ、初回相談では詳細な情報が得られなかったとしても、次回の相談に繋がるよう上記のような丁寧な対応を心掛ける。</p>

新	旧
<p>なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。</p> <p>虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。</p> <p>市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。</p> <p>また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合</p>	<p>なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。</p> <p>虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。</p> <p>市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。</p> <p>また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 意見書、届出書等による場合</p>

新	旧
<p>通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① 児童福祉施設の長、指定<del>発達支援</del>医療機関の長又は里親等からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</p> <p>② 児童福祉施設の長、指定<del>発達支援</del>医療機関の長又は里親等からの養育状況報告</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>10・11. (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 調査事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条第1項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。</p> <p>特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確</p>	<p>通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。</p> <p>① 児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親等からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書</p> <p>② 児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親等からの養育状況報告</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>10・11. (略)</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 調査事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。</p> <p>特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確</p>

新	旧
<p>認措置の努力義務が義務に改められた（児童虐待防止法第8条第2項）。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法があるが、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とする。</p> <p>いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもや保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。また、性的虐待が疑われる場合には、子どもに与える心理的な負担や子どもの意向に十分配慮して調査を行うことが必要である。具体的な方法については、「子ども虐待対応の手引き」による。</p> <p>なお、調査に際しては、児童相談所の職員は、その職務上知り得た事項であって、児童虐待に係る通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないことに留意する必要がある。（児童虐待防止法第7条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査の協力、委嘱</p> <p>調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分な連携を行う。（法第12条第5項、第13条第7項、第17条第1項第4号、</p>	<p>認措置の努力義務が義務に改められた（児童虐待防止法第8条第2項）。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法があるが、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とする。</p> <p>いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもや保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。また、性的虐待が疑われる場合には、子どもに与える心理的な負担や子どもの意向に十分配慮して調査を行うことが必要である。具体的な方法については、「子ども虐待対応の手引き」による。</p> <p>なお、調査に際しては、児童相談所の職員は、その職務上知り得た事項であって、児童虐待に係る通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないことに留意する必要がある。（児童虐待防止法第7条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査の協力、委嘱</p> <p>調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分な連携を行う。（法第12条第4項、第13条第4項、第17条第1項第4号、</p>

新	旧
<p>第 18 条第 4 項)</p> <p>また、法第 25 条の 2 第 1 項の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されている要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。））」及びその保護者並びに特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（法第 25 条の 3）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保護者への出頭要求</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第 8 条の 2 の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間<u>子ども</u>の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。</p> <p>出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第 9 条第 1 項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされ</p>	<p>第 18 条第 4 項)</p> <p>また、法第 25 条の 2 第 1 項の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されている要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。））」及びその保護者並びに特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（法第 25 条の 3）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保護者への出頭要求</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第 8 条の 2 の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間<u>児童</u>の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。</p> <p>出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第 9 条第 1 項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされ</p>

新	旧
<p>ていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に<u>子ども</u>の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。</p> <p>なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 出頭要求の告知書</p> <p>告知書においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日</li> <li>・ 出頭を求める日時及び場所</li> <li>・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別</li> <li>・ 出頭を求める理由となった事実の内容</li> <li>・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応</li> <li>・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>について記載する（別添1参照）。</p>	<p>ていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に<u>児童</u>の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。</p> <p>なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 出頭要求の告知書</p> <p>告知書においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日</li> <li>・ 出頭を求める日時及び場所</li> <li>・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別</li> <li>・ 出頭を求める理由となった事実の内容</li> <li>・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応</li> <li>・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>について記載する（別添1参照）。</p>

新	旧
<p>出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。</p> <p>また、出頭を求める場所は、当該<u>子ども</u>の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。</p> <p>④ 出頭要求に応じない場合の対応</p> <p>保護者が出頭要求に応じない場合には、当該<u>子ども</u>の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。</p> <p>なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5) 立入調査</p> <p>① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合</p>	<p>出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。</p> <p>また、出頭を求める場所は、当該<u>児童</u>の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。</p> <p>④ 出頭要求に応じない場合の対応</p> <p>保護者が出頭要求に応じない場合には、当該<u>児童</u>の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。</p> <p>なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(5) 立入調査</p> <p>① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合</p>

新	旧
<p>にも行えることに留意する。</p> <p>また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p> <p>さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。</p> <p>なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、<u>同法第9条の3の臨検・捜索</u>や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、速やかに、児童虐待防止法第9条の<u>3の臨検・捜索</u>の<u>手続に移行することを検討すること</u>。<u>なお、正当な理由なく立入調査を拒否した場合におい</u></p>	<p>にも行えることに留意する。</p> <p>また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。</p> <p>さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。</p> <p>なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、<u>原則として</u>、速やかに、児童虐待防止法第9条の<u>2の再出頭要求</u>の<u>手続に移行する</u>。</p>

新	旧
<p>ては、<u>児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求を行うことも可能である。</u></p> <p>特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。</p> <p>④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。</p> <p>その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、<u>子どもの</u>居住を証するための<u>子どもの</u>住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。</p> <p>なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。</p>	<p>なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。</p> <p>④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。</p> <p>その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、<u>児童の</u>居住を証するための<u>児童の</u>住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。</p> <p>なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。</p>

新	旧
<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(6) 保護者への再出頭要求</p> <p>児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。</p> <p>再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。</p> <p>(7) 臨検、搜索等</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように<u>子ども</u>を直接目視できず<u>子どもの状況</u>自体把握できないような場合に活用されることで、<u>子どもの安全の確認</u>又は安全の確保が行われることが想定されている。</p>	<p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(6) 保護者への再出頭要求</p> <p>児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。</p> <p>再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。</p> <p><u>なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料される場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。</u></p> <p>(7) 臨検、搜索等</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように<u>児童</u>を直接目視できず<u>児童の状況</u>自体把握できないような場合に活用されることで、<u>児童の安全の確認</u>又は安全の確保が行われることが想定されている。</p>

新	旧
<p>この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に<u>子ども</u>の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。</p> <p>なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、<u>子どもの安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい</u>。</p> <p>② 臨検又は搜索の要件</p> <p>ア 立入調査等の実施</p> <p>臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、<u>正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことが要件とされている</u>。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>③ 裁判官に対する許可状の請求等</p> <p>ア 許可状の請求</p>	<p>この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に<u>児童</u>の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。</p> <p>なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、<u>児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい</u>。</p> <p>② 臨検又は搜索の要件</p> <p>ア 立入調査等の実施</p> <p>臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、<u>同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている</u>。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>③ 裁判官に対する許可状の請求等</p> <p>ア 許可状の請求</p>

新	旧
<p>臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする<u>子ども</u>の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。</p> <p>請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。</p> <p>臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。</p> <p>こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的対応機能強化事業</li> <li>・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</li> <li>・ 一時保護機能強化事業</li> <li>・ 24時間・365日体制強化事業</li> </ul> <p>などの積極的な活用を図りたい。</p> <p>イ 請求書の様式等</p> <p>裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。</p> <p>なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。</p> <p>許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の</p>	<p>臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする<u>児童</u>の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。</p> <p>請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。</p> <p>臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。</p> <p>こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的対応機能強化事業</li> <li>・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</li> <li>・ 一時保護機能強化事業</li> <li>・ 24時間・365日体制強化事業</li> </ul> <p>などの積極的な活用を図りたい。</p> <p>イ 請求書の様式等</p> <p>裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。</p> <p>なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。</p> <p>許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の</p>

新	旧
<p>規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。</p> <p>なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該<u>子ども</u>が現在すると認められる資料当該資料としては、当該<u>子ども</u>の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での<u>子ども</u>の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。</p> <p>(ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどしたことを証する資料 当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>⑥ 責任者等の立ち会い 児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするときは、当該<u>子ども</u>の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代</p>	<p>規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。</p> <p>なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該<u>児童</u>が現在すると認められる資料当該資料としては、当該<u>児童</u>の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での<u>児童</u>の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。</p> <p>(ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料 当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>⑥ 責任者等の立ち会い 児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするときは、当該<u>児童</u>の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理</p>

新	旧
<p>理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。</p> <p>この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。</p> <p>⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等</p> <p>ア 解錠その他必要な処分</p> <p>児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。</p> <p>この「その他必要な処分」の内容・方法は、<u>子ども</u>の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他</p> <p>写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正に行われたことや<u>子ども</u>の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。</p> <p>この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。</p> <p>⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等</p> <p>ア 解錠その他必要な処分</p> <p>児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。</p> <p>この「その他必要な処分」の内容・方法は、<u>児童</u>の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他</p> <p>写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正に行われたことや<u>児童</u>の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。</p> <p>⑧ (略)</p>

新	旧
<p>⑨ 警察への援助要請等</p> <p>児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、<u>子ども</u>や調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。</p> <p>臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、<u>子ども</u>や職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配意されたい。</p> <p>また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。</p> <p>⑩・⑪ (略)</p> <p>⑫ 不服審査、行政事件訴訟</p> <p>臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>⑨ 警察への援助要請等</p> <p>児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、<u>児童</u>や調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。</p> <p>臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、<u>児童</u>や職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配意されたい。</p> <p>また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。</p> <p>⑩・⑪ (略)</p> <p>⑫ 不服審査、行政事件訴訟</p> <p>臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。</p> <p>(8) (略)</p>

新	旧
<p>6. (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① 児童福祉施設への入所措置及び里親、指定<u>発達支援医療機関</u>への委託措置を要する事例</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p> <p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第<u>2</u>条(児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第<u>82</u>条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p>	<p>6. (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 判定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 判定の方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 以下の事例については、原則として判定会議により行う。</p> <p>① 児童福祉施設への入所措置及び里親、指定医療機関への委託措置を要する事例</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第4章 援助</p> <p>第1節 援助の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第<u>5</u>条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第<u>6</u>条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第<u>57</u>条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。</p>

新	旧
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2節 在宅指導等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1) 児童福祉司指導</p> <p>ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し<u>子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。</u></p> <p>イ 担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) 児童委員指導</p> <p>ア 児童委員指導は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、<u>子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(3) <u>市町村指導</u></p> <p>ア <u>市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2節 在宅指導等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 措置による指導</p> <p>(1) 児童福祉司指導</p> <p>ア 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。</p> <p>イ <u>児童福祉司指導は、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。また、担当者は児童福祉司が中心となるが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応をとる。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) 児童委員指導</p> <p>ア 児童委員指導は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。</p> <p>イ～カ (略)</p>

新	旧
<p><u>活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。</u></p> <p><u>イ 市町村指導とする場合には、あらかじめその指導に付する旨を子どもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、市町村指導を決定したときは、当該市町村及び保護者等にその旨通知する。</u></p> <p><u>ウ 市町村指導を行う場合には、児童相談所は市町村に、指導について参考となる事項を詳細に指示するとともに、必要に応じて専門的な知見からの助言を行うなど、市町村において適切な指導が実施できるよう努める。</u></p> <p><u>エ 市町村が当該措置の解除又は変更を適切と認めた場合には、速やかに児童相談所長にその旨意見が述べられるよう体制を整えておく。</u></p> <p><u>オ 市町村指導を行う場合には、児童相談所は市町村の指導の経過報告を求めるとともに、必要な指示、援助等を行う等、市町村と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。</u></p> <p><u>(4) 児童家庭支援センター指導</u></p> <p>ア 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられる事例に対し、<u>子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p><u>(5) 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導</u></p>	<p><u>(3) 児童家庭支援センター指導</u></p> <p>ア 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられる事例に対して行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><u>(4) 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導</u></p>

新	旧
<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(6) 障害者等相談支援事業を行う者による指導</u></p> <p>障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対し、<u>子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。</u></p> <p><u>(7) 指導の委託について</u></p> <p>(1)～(6)の他、当該指導を適切に行うことができる者として、次のいずれにも該当する者に指導を委託することができる。(法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、則第25条の29)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>(8) 保護者等に対する指導について</u></p> <p>ア 法第27条第1項第3号の措置により施設に入所している子ども等の保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第27条第1項第3号の措置に加え、児童虐待防止法第11条の規定により、法第27条第1項第2号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが<u>家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）</u>で生活するために必要な配慮の下に適切に行わな</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(5) 障害者等相談支援事業を行う者による指導</u></p> <p>障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。</p> <p><u>(6) 指導の委託について</u></p> <p>(1)～(5)の他、当該指導を適切に行うことができる者として、次のいずれにも該当する者に指導を委託することができる。(法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、則第25条の29)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>(7) 保護者等に対する指導について</u></p> <p>ア 法第27条第1項第3号の措置により施設に入所している子どもの保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第27条第1項第3号の措置に加え、児童虐待防止法第11条の規定により、法第27条第1項第2号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。</p> <p>保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが<u>良好な家庭的環境</u>で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。</p>

新	旧
<p>ればならない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第3節 里親</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 里親の認定、登録</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 扶養義務のない親族については、養育里親を適用することができる。 親族による養育里親については、養育里親研修の受講が要件となるが、相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができる。また、経済的に困窮していないことという要件は、親族里親と同様に適用されない。</p> <p>親族による養育里親は、一般の養育里親と認定要件が異なることから、親族による養育里親である旨を養育里親名簿に記載し、明確にしておくとともに、親族関係がない他の<u>子ども</u>の養育は委託しないものとする。</p> <p>5. 子どもの委託</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 里親への情報提供</p> <p>里親に子どもを委託する場合には、委託児童の担当者が里親の家庭に出向いたり、里親に児童相談所や<u>子ども</u>が生活する施設に出向いてもらい、ケースの内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。また、里親、委託児童及びその保護者の意見を聴いて、児童相談所が自立支援計画を作成し、里親に渡す。</p>	<p>イ・ウ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第3節 里親</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 里親の認定、登録</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 扶養義務のない親族については、養育里親を適用することができる。 親族による養育里親については、養育里親研修の受講が要件となるが、相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができる。また、経済的に困窮していないことという要件は、親族里親と同様に適用されない。</p> <p>親族による養育里親は、一般の養育里親と認定要件が異なることから、親族による養育里親である旨を養育里親名簿に記載し、明確にしておくとともに、親族関係がない他の<u>児童</u>の養育は委託しないものとする。</p> <p>5. 子どもの委託</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 里親への情報提供</p> <p>里親に子どもを委託する場合には、委託児童の担当者が里親の家庭に出向いたり、里親に児童相談所や<u>児童</u>が生活する施設に出向いてもらい、ケースの内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。また、里親、委託児童及びその保護者の意見を聴いて、児童相談所が自立支援計画を作成し、里親に渡す。</p>

新	旧
<p>児童相談所は措置決定通知書（措置内容を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを委託する里親に渡す。</p> <p>なお、里親へ提供する情報は厳重な管理を行わせるとともに、委託中はもちろん委託解除後についても、その取扱いや対応等については児童相談所の指示に従い、慎重を期するよう、里親に対し、留意させる。</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>6. （略）</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託児童の担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託児童の担当者に加え、里親支援機関事業の里親委託等推進員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p> <p>上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの</p>	<p>児童相談所は措置決定通知書（措置内容を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを委託する里親に渡す。</p> <p>なお、里親へ提供する情報は厳重な管理を行わせるとともに、委託中はもちろん委託解除後についても、その取扱いや対応等については児童相談所の指示に従い、慎重を期するよう、里親に対し、留意させる。</p> <p>①～⑨ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>6. （略）</p> <p>7. 里親の支援等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 定期的な訪問</p> <p>里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託児童の担当者も定期的に訪問すること。</p> <p>この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託児童の担当者に加え、里親支援機関事業の里親委託等推進員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。</p> <p>上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの</p>

新	旧
<p>具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、<u>子ども</u>を委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問することとし、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>8～11. (略)</p> <p>第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>1. 小規模住居型児童養育事業の目的</p> <p>小規模住居型児童養育事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、以下の点に留意して子どもの養育を行うものとされている。</p> <p>(1) <u>家庭における養育環境と同様の養育環境</u>の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3. (略)</p> <p>第5節 児童福祉施設入所措置、指定<u>発達支援</u>医療機関委託</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 入所又は委託中の援助</p> <p>(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助</p> <p>児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを</p>	<p>具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、<u>児童</u>を委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問することとし、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>8～11. (略)</p> <p>第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>1. 小規模住居型児童養育事業の目的</p> <p>小規模住居型児童養育事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、以下の点に留意して子どもの養育を行うものとされている。</p> <p>(1) <u>家庭的な環境</u>の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3. (略)</p> <p>第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 入所又は委託中の援助</p> <p>(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助</p> <p>児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを</p>

新	旧
<p>図－４に示す。</p> <p>児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設（指定<del>発達支援</del>医療機関を含む。）から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間をとり、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。</p> <p>子どもの養育に関する報告の回数は、全般的報告に関しては年2回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である。</p> <p>特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもの援助を検討する施設の会議に児童相談所職員が参加することや、心理・精神医学的治療が必要な子どもについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。</p> <p>入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもの訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものである場合、必要に応じ本庁児童福祉主管課と連携を図りながら、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもの適切な援助を確保する観点から必要と認める場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談について</p>	<p>図－４に示す。</p> <p>児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設（指定医療機関を含む。）から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間をとり、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。</p> <p>子どもの養育に関する報告の回数は、全般的報告に関しては年2回程度、特別な問題を有する子どもに関しては、必要に応じてその回数を決めることが適当である。</p> <p>特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもの援助を検討する施設の会議に児童相談所職員が参加することや、心理・精神医学的治療が必要な子どもについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。</p> <p>入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもの訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものである場合、必要に応じ本庁児童福祉主管課と連携を図りながら、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもの適切な援助を確保する観点から必要と認める場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談について</p>

新	旧
<p>その援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点から都道府県児童福祉審議会の意見を聴取することが望ましい。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 面会・通信の制限</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第 12 条により、施設入所等の措置（法第 27 条第 1 項第 3 号の措置）が採られ、又は一時保護（法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた<u>子ども</u>の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び<u>子ども</u>が入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、<u>子ども</u>との面会・通信を制限することができる。</p> <p>② 制限する面会・通信の範囲</p> <p>児童虐待防止法第 12 条第 1 項第 1 号の「面会」及び同項第 2 号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。</p> <p>ア 面会</p> <p>例えば、<u>子ども</u>が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。</p> <p>イ 通信</p> <p>例えば、<u>子ども</u>が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、F A X、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。</p>	<p>その援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点から都道府県児童福祉審議会の意見を聴取することが望ましい。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 面会・通信の制限</p> <p>① 対象となる事例</p> <p>児童虐待防止法第 12 条により、施設入所等の措置（法第 27 条第 1 項第 3 号の措置）が採られ、又は一時保護（法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた<u>児童</u>の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び<u>児童</u>が入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、<u>児童</u>との面会・通信を制限することができる。</p> <p>② 制限する面会・通信の範囲</p> <p>児童虐待防止法第 12 条第 1 項第 1 号の「面会」及び同項第 2 号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。</p> <p>ア 面会</p> <p>例えば、<u>児童</u>が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。</p> <p>イ 通信</p> <p>例えば、<u>児童</u>が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、F A X、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。</p>

新	旧
<p>③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 制限の方法</p> <p>行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第 14 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。</p> <p>なお、強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって、児童虐待防止法第 12 条の 4 による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。</p> <p>施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第 12 条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること</li> <li>・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第 12 条の 4 第 1 項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること</li> </ul> <p>等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、</p>	<p>③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 制限の方法</p> <p>行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第 14 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。</p> <p>なお、強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって、児童虐待防止法第 12 条の 4 による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。</p> <p>施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第 12 条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること</li> <li>・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第 12 条の 4 第 1 項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること</li> </ul> <p>等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、</p>

新	旧
<p>児童相談所長がこれを行う。</p> <p>しかしながら、<u>子ども</u>が施設に保護されている場合であって、夜間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。</p> <p>施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。</p> <p>児童相談所長は、施設に入所している<u>子ども</u>に係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親等と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするとともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親等に連絡する。</p> <p>また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行</p>	<p>児童相談所長がこれを行う。</p> <p>しかしながら、<u>児童</u>が施設に保護されている場合であって、夜間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。</p> <p>施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。</p> <p>児童相談所長は、施設に入所している<u>児童</u>に係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親等と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするとともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親等に連絡する。</p> <p>また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行</p>

新	旧
<p>った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。</p> <p>ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項</p> <p>面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添8参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 制限<u>を行う理由</u>と<u>なった事実の内容</u></p> <p>当該制限を行う理由と<u>なった事実の内容</u>を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(エ) 対象となる<u>子ども</u></p> <p><u>子ども</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>子ども</u>の保護先を知らず、<u>子ども</u>を保護するため必要な場合は、<u>子ども</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p> <p>(オ)・(カ)（略）</p> <p>④ 面会・通信制限の解除</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項</p> <p>面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する（別添9参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 制限を解除する理由と<u>なった事実の内容</u></p> <p>当該制限を解除する理由と<u>なった事実の内容</u>を記載する。なお、</p>	<p>った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。</p> <p>ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項</p> <p>面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添8参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 制限する理由</p> <p>当該制限を行う理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(エ) 対象となる<u>児童</u></p> <p><u>児童</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>児童</u>の保護先を知らず、<u>児童</u>を保護するため必要な場合は、<u>児童</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p> <p>(オ)・(カ)（略）</p> <p>④ 面会・通信制限の解除</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項</p> <p>面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する（別添9参照）。</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p>(ウ) 制限を解除する理由</p> <p>当該制限を解除する理由を記載する。なお、所定の欄に記載し</p>

新	旧
<p>所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(エ) 対象となる<u>子ども</u></p> <p><u>子ども</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>子ども</u>の保護先を知らず、<u>子ども</u>を保護するため必要な場合は、<u>子ども</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>⑤ <u>子ども</u>の住所又は居所の非開示</p> <p>強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して<u>子ども</u>の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は<u>子ども</u>の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は<u>子ども</u>の住所又は居所を明らかにしないものとされている。</p> <p>非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分<sup>の</sup>理由等を必ず記録する。</p> <p>(5) 接近禁止命令</p> <p>都道府県知事等は、<u>子ども</u>に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、<u>子ども</u>へのつきまといや<u>子ども</u>の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。</p> <p>また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。</p>	<p>得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(エ) 対象となる<u>児童</u></p> <p><u>児童</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>児童</u>の保護先を知らず、<u>児童</u>を保護するため必要な場合は、<u>児童</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>⑤ <u>児童</u>の住所又は居所の非開示</p> <p>強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して<u>児童</u>の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は<u>児童</u>の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は<u>児童</u>の住所又は居所を明らかにしないものとされている。</p> <p>非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分<sup>の</sup>理由等を必ず記録する。</p> <p>(5) 接近禁止命令</p> <p>都道府県知事等は、<u>児童</u>に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、<u>児童</u>へのつきまといや<u>児童</u>の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。</p> <p>また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。</p>

新	旧
<p>① 接近禁止命令の要件 次のいずれにも該当することが要件とされている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、<u>子ども</u>との面会及び通信の全部が制限されていること。</p> <p>ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた<u>子ども</u>の保護のため特に必要があると認められること。</p> <p>なお、一時保護又は同意入所等（施設入所等の措置であって、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）の場合においては、面会・通信制限を適切に行うことが必要であるが、同意入所の場合に、保護者に子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引き渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の状況があるときには、後述する本項(6)「同意入所の場合の一時保護等」のとおり、児童虐待防止法第12条の2の規定に即して一時保護を加え、強制入所等の措置に切り替えた上で、接近禁止命令を発することができることに留意すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 接近禁止命令の手法等</p> <p>ア 接近禁止命令の内容</p> <p>(ア) つきまとい</p> <p>「児童の身边につきまとい」とは、保護者がしつこく<u>子ども</u>の行動に追随することをいう。</p>	<p>① 接近禁止命令の要件 次のいずれにも該当することが要件とされている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、<u>児童</u>との面会及び通信の全部が制限されていること。</p> <p>ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた<u>児童</u>の保護のため特に必要があると認められること。</p> <p>なお、一時保護又は同意入所等（施設入所等の措置であって、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）の場合においては、面会・通信制限を適切に行うことが必要であるが、同意入所の場合に、保護者に子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引き渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の状況があるときには、後述する本項(6)「同意入所の場合の一時保護等」のとおり、児童虐待防止法第12条の2の規定に即して一時保護を加え、強制入所等の措置に切り替えた上で、接近禁止命令を発することができることに留意すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 接近禁止命令の手法等</p> <p>ア 接近禁止命令の内容</p> <p>(ア) つきまとい</p> <p>「児童の身边につきまとい」とは、保護者がしつこく<u>児童</u>の行動に追随することをいう。</p>

新	旧
<p>(イ) はいかい</p> <p>「はいかい」とは、保護者が理由もなく<u>子ども</u>の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。</p> <p>この「はいかい」については、<u>子ども</u>の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など<u>子ども</u>が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、<u>子ども</u>本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。</p> <p>なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に<u>子ども</u>が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。</p> <p>イ 期間設定の考え方</p> <p>(ア) 期間</p> <p>接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。</p> <p>ただし、保護者との関係、<u>子ども</u>の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。</p>	<p>(イ) はいかい</p> <p>「はいかい」とは、保護者が理由もなく<u>児童</u>の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。</p> <p>この「はいかい」については、<u>児童</u>の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など<u>児童</u>が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、<u>児童</u>本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。</p> <p>なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に<u>児童</u>が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。</p> <p>イ 期間設定の考え方</p> <p>(ア) 期間</p> <p>接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。</p> <p>ただし、保護者との関係、<u>児童</u>の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。</p>

新	旧
<p>命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。</p> <p>有効期間は、<u>子どもの保護</u>のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができるが、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 命令書の記載事項、様式</p> <p>命令書には、次の事項を記載する（別添10参照）。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 命令をする理由<u>となった事実の内容</u></p> <p>命令をする理由<u>となった事実の内容</u>を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 対象となる<u>子ども</u></p> <p><u>子ども</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>子ども</u>の保護先を知らず、<u>子ども</u>を保護するため必要な場合は、<u>子ども</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p>	<p>命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。</p> <p>有効期間は、<u>児童</u>の保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができるが、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 命令書の記載事項、様式</p> <p>命令書には、次の事項を記載する（別添10参照）。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 命令をする理由</p> <p>命令をする理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 対象となる<u>児童</u></p> <p><u>児童</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、保護者が<u>児童</u>の保護先を知らず、<u>児童</u>を保護するため必要な場合は、<u>児童</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。</p>

新	旧
<p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法          接近禁止命令をした場合において、その必要性がなくなったと認める          ときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書          面によりこれを行う。          命令の取消書においては、次の事項を記載する(別添 11 参照)。          ア～ウ (略)</p> <p>エ 命令を取り消す理由と<u>なった事実の内容</u>          命令を取り消す理由と<u>なった事実の内容</u>を記載する。なお、所定          の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し          支えない。</p> <p>オ 対象となる<u>子ども</u>  <u>子ども</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、          保護者が<u>子ども</u>の保護先を知らず、<u>子ども</u>を保護するため必要な場          合は、<u>子ども</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支え          ない。</p> <p>カ (略)</p> <p>⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携          ア 警察との連携          要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違          反認知時の対応等について協議を行っておく。          警察の対応窓口については、<u>子ども</u>の住所又は居所を管轄する都</p>	<p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法          接近禁止命令をした場合において、その必要性がなくなったと認める          ときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書          面によりこれを行う。          命令の取消書においては、次の事項を記載する(別添 11 参照)。          ア～ウ (略)</p> <p>エ 命令を取り消す理由          命令を取り消す理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ない          ときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。</p> <p>オ 対象となる<u>児童</u>  <u>児童</u>の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。なお、          保護者が<u>児童</u>の保護先を知らず、<u>児童</u>を保護するため必要な場合          は、<u>児童</u>の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えな          い。</p> <p>カ (略)</p> <p>⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携          ア 警察との連携          要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違          反認知時の対応等について協議を行っておく。          警察の対応窓口については、<u>児童</u>の住所又は居所を管轄する都道</p>

新	旧
<p>道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。</p> <p>また、特に、<u>子ども</u>が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により<u>子ども</u>の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。</p> <p>イ 学校等関係機関との連携</p> <p><u>子ども</u>が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかにも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該<u>子ども</u>の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。</p> <p>ウ 都道府県をまたぐ場合の措置</p> <p>施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に<u>子ども</u>を保護する際には、<u>子ども</u>の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置</p>	<p>府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。</p> <p>また、特に、<u>児童</u>が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により<u>児童</u>の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。</p> <p>イ 学校等関係機関との連携</p> <p><u>児童</u>が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかにも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該<u>児童</u>の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。</p> <p>ウ 都道府県をまたぐ場合の措置</p> <p>施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に<u>児童</u>を保護する際には、<u>児童</u>の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市に</p>

新	旧
<p>市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。)に報告し、同主管課は<u>子ども</u>の住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、<u>子ども</u>及び保護者の氏名等について連絡する。</p> <p>また、連絡を受けた<u>子ども</u>の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、<u>子ども</u>の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。</p> <p>また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に<u>子ども</u>が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>(6) 同意入所等の場合の一時保護等</p> <p>児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該<u>子ども</u>を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が<u>子ども</u>の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該<u>子ども</u>について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報</p>	<p>においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。)に報告し、同主管課は<u>児童</u>の住所又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、<u>児童</u>及び保護者の氏名等について連絡する。</p> <p>また、連絡を受けた<u>児童</u>の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、<u>児童</u>の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。</p> <p>また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に<u>児童</u>が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>(6) 同意入所等の場合の一時保護等</p> <p>児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該<u>児童</u>を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が<u>児童</u>の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該<u>児童</u>について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告す</p>

新	旧
<p>告するまでの間、一時保護を行うことができる。</p> <p>児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。</p> <p>なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、<u>子ども</u>の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第239条の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。</p> <p>3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実</p>	<p>るまでの間、一時保護を行うことができる。</p> <p>児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。</p> <p>なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、<u>児童</u>の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第239条の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。</p> <p>3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実</p>

新	旧
<p>情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。</p> <p>児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条第1項）。</p> <p>なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>児童虐待を理由とした施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離していた事例については、措置等の解除時に、児童虐待を行った保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な子どもへの接し方等の助言・カウンセリング（以下「助言等」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>助言等は、当該事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有しており、親子再統合プログラムなどを実施しているNP</u></p>	<p>情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。</p> <p>児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条）。</p> <p>なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。</p> <p>ウ （略）</p>

新	旧
<p><u>○法人等の民間団体等に委託することができる。</u></p> <p><u>なお、委託するにあたっては、当該業務の委託先において、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている必要がある。</u></p> <p>オ 児童養護施設において中学校卒業後、施設に入所しながら一定期間就労させることが適当な子どもについては、児童養護施設の長と緊密な連携を保つ。</p> <p>カ これらの措置については援助方針会議等において検討する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4. 退所後の支援</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することが有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。特に虐待を主訴として施設入所した場合には、退所前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関で情報を共有し支援について協議する。また、施設退所後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による支援を継続することとし、<u>都道府県は、施設入所等の措置や一時保護の解除後に一定期間、市町村や施設など地域の関係機関と連携し、子どもの家庭を継続的に訪問することにより、定期的に子どもの安全確認や</u></p>	<p>エ 児童養護施設において中学校卒業後、施設に入所しながら一定期間就労させることが適当な子どもについては、児童養護施設の長と緊密な連携を保つ。</p> <p>オ これらの措置については援助方針会議等において検討する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4. 退所後の支援</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することが有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。特に虐待を主訴として施設入所した場合には、退所前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関で情報を共有し支援について協議する。また、施設退所後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による支援を継続する。</p>

新	旧
<p><u>保護者への相談・支援等を行う。</u></p> <p>5. 障害児入所施設の利用契約等</p> <p>(1) 障害児入所施設又は指定<del>発達支援</del>医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）への入所は、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>(7) 一方で障害児入所施設等から「契約」により入所した<u>子ども</u>についての相談を受けた場合には、必要に応じ、子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、定期的に施設を訪問する等相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>(8)～(10)（略）</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 強制入所措置の期間及び期間の更新</p> <p>法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが<u>家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）</u>で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親等に措置（委託）された子どもの訪問面接等に努めるものとする。</p> <p>しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置</p>	<p>5. 障害児入所施設の利用契約等</p> <p>(1) 障害児入所施設又は指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）への入所は、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>(7) 一方で障害児入所施設等から「契約」により入所した<u>児童</u>についての相談を受けた場合には、必要に応じ、子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、定期的に施設を訪問する等相互の連携を十分に図るよう留意する。</p> <p>(8)～(10)（略）</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 強制入所措置の期間及び期間の更新</p> <p>法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが<u>良好な家庭的環境</u>で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親等に措置（委託）された子どもの訪問面接等に努めるものとする。</p> <p>しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその子どもを虐待し、</p>

新	旧
<p>の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者がその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第28条第2項）。</p> <p>特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>なお、この2年の期間制限は、法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第28条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制限は及ばないものである。</p> <p>措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 措置更新の承認の申立ての際の留意事項</p> <p>措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましく、また、家庭裁判所において審理が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要すること</p>	<p>著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第28条第2項）。</p> <p>特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>なお、この2年の期間制限は、法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第28条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合などには、その制限は及ばないものである。</p> <p>措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 措置更新の承認の申立ての際の留意事項</p> <p>措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましく、また、家庭裁判所において審理が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要すること</p>

新	旧
<p>から、事案ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。</p> <p>しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。（法第28条第3項本文）</p> <p>(5) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い</p> <p>家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第3項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認める場合に限られているのであるから（法第28条第3項ただし書）、継続の可否については慎重に検討する必要がある。</p> <p>(6) 家庭裁判所における審理</p>	<p>から、事案ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。</p> <p>しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。（法第28条第4項本文）</p> <p>(5) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い</p> <p>家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認める場合に限られているのであるから（法第28条第4項ただし書）、継続の可否については慎重に検討する必要がある。</p> <p>(6) 家庭裁判所における審理</p>

新	旧
<p>家庭裁判所は、この申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる(法第28条第<u>4</u>項)。</p> <p>この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、申立てを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度の改善につながる可能性があるとして判断する事例などで申立後の保護者指導の結果に関する報告・意見が求められることもある。</p> <p>こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、その迅速かつ適正な審理を期するため、申立前のものは家庭裁判所から求められるまでもなく申立時に、申立後のものは家庭裁判所から定められた期間内に、その結果及び意見を提出することが必要である。</p> <p>(7) 家庭裁判所による指導勧告</p> <p>家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる(法第28条第<u>5</u>項)。</p> <p>児童相談所としては、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求める旨の上申書を家庭裁判所に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送</p>	<p>家庭裁判所は、この申立てがあった場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる(法第28条第<u>5</u>項)。</p> <p>この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、申立てを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度の改善につながる可能性があるとして判断する事例などで申立後の保護者指導の結果に関する報告・意見が求められることもある。</p> <p>こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、その迅速かつ適正な審理を期するため、申立前のものは家庭裁判所から求められるまでもなく申立時に、申立後のものは家庭裁判所から定められた期間内に、その結果及び意見を提出することが必要である。</p> <p>(7) 家庭裁判所による指導勧告</p> <p>家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる(法第28条第<u>6</u>項)。</p> <p>児童相談所としては、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求める旨の上申書を家庭裁判所に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送</p>

新	旧
<p>付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て</p> <p>(1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求</p> <p>親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第 33 条の 7 の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失、親権停止又は管理権喪失（以下「親権喪失等」という。）の審判の請求を行うことを検討する必要がある。</p> <p>また、児童虐待防止法でも、第 11 条第 5 項において、児童相談所長は、同条第 3 項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第 33 条の 7 の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。</p> <p>これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。</p> <p>なお、親権喪失等の審判の請求並びに 3. の未成年後見人の選任及び解任の請求は、<u>子ども</u>及び 18 歳以上の未成年者（2. 及び 3. において</p>	<p>付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て</p> <p>(1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求</p> <p>親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第 33 条の 7 の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失、親権停止又は管理権喪失（以下「親権喪失等」という。）の審判の請求を行うことを検討する必要がある。</p> <p>また、児童虐待防止法でも、第 11 条第 5 項において、児童相談所長は、同条第 3 項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第 33 条の 7 の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。</p> <p>これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。</p> <p>なお、親権喪失等の審判の請求並びに 3. の未成年後見人の選任及び解任の請求は、<u>児童</u>及び 18 歳以上の未成年者（2. 及び 3. において「<u>児</u></p>

新	旧
<p>「<u>子ども等</u>」という。)について行うことができることから、18歳以上の未成年者に係る親権喪失等の審判請求に関しても相談援助を行う。</p> <p>また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。</p> <p>(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 親権停止</p> <p>児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。</p> <p>親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるまでには至らない事案や、親権者が<u>子ども等</u>に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。</p> <p>また、一定期間経過後にあっても父母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。</p> <p>親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。</p> <p>なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。</p>	<p><u>童等</u>」という。)について行うことができることから、18歳以上の未成年者に係る親権喪失等の審判請求に関しても相談援助を行う。</p> <p>また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。</p> <p>(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 親権停止</p> <p>児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。</p> <p>親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるまでには至らない事案や、親権者が<u>児童等</u>に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。</p> <p>また、一定期間経過後にあっても父母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。</p> <p>親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。</p> <p>なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。</p>

新	旧
<p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親権喪失又は親権停止の審判の請求の検討</p> <p>ア 親権喪失又は親権停止の審判請求を検討する事例</p> <p>次の(ア)及び(イ)に掲げる事例のように、親権者等の身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合には、親権喪失又は親権停止の審判の請求について検討する。</p> <p>(ア) 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、<u>子どもの安定した監護</u>が損なわれるおそれがある場合</p> <p>&lt;具体的な事例&gt;</p> <p>a～c (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 保全処分及び保全処分の手続き</p> <p>ア 保全処分</p> <p>親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に<u>子ども</u>等を保護する必要がある場合には、家事事件手続法第174条に基づく審判前の保全処分(親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任)の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。</p> <p>なお、一般的に、<u>子ども</u>に親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の<u>子ども</u>については児童相談所長が、施設入所中の</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 親権喪失又は親権停止の審判の請求の検討</p> <p>ア 親権喪失又は親権停止の審判請求を検討する事例</p> <p>次の(ア)及び(イ)に掲げる事例のように、親権者等の身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合には、親権喪失又は親権停止の審判の請求について検討する。</p> <p>(ア) 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、<u>児童</u>の安定した監護が損なわれるおそれがある場合</p> <p>&lt;具体的な事例&gt;</p> <p>a～c (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 保全処分及び保全処分の手続き</p> <p>ア 保全処分</p> <p>親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に<u>児童</u>等を保護する必要がある場合には、家事事件手続法第174条に基づく審判前の保全処分(親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任)の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。</p> <p>なお、一般的に、<u>児童</u>に親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の<u>児童</u>については児童相談所長が、施設入所中の<u>児童</u></p>

新	旧
<p>子どもについては施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) 未成年後見人選任</p> <p>未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に開始する(民法第 838 条第 1 号)。未成年後見の開始後、家庭裁判所は、親権者の遺言の指定により未成年後見人となるべき者がいないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている(民法第 840 条)。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法第 33 条の 8 第 1 項では、親権を行う者のない<u>子ども等</u> (子ども及び 18 歳以上の未成年者) について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。</p> <p>ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。</p> <p>このような場合であって、<u>子ども等</u>の権利利益の擁護を図るなど<u>子ども</u>の福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。</p>	<p>については施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) 未成年後見人選任</p> <p>未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に開始する(民法第 838 条第 1 号)。未成年後見の開始後、家庭裁判所は、親権者の遺言の指定により未成年後見人となるべき者がいないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている(民法第 840 条)。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法第 33 条の 8 第 1 項では、親権を行う者のない<u>児童等</u> (<u>児童</u>及び 18 歳以上の未成年者) について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。</p> <p>ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。</p> <p>このような場合であって、<u>児童等</u>の権利利益の擁護を図るなど<u>児童</u>の福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。</p>

新	旧
<p>具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。</p> <p>また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。</p> <p>なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時又は請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。</p> <p>ア 選任が考えられる具体的な事例</p> <p>(ア) <u>子ども等</u>が住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、<u>子ども等</u>が安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合</p> <p>(イ) 施設入所等中の<u>子ども等</u>の多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において<u>子ども等</u>の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合</p> <p>(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、<u>子ども等</u>に継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合</p>	<p>具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。</p> <p>また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。</p> <p>なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時又は請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。</p> <p>ア 選任が考えられる具体的な事例</p> <p>(ア) <u>児童等</u>が住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、<u>児童等</u>が安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合</p> <p>(イ) 施設入所等中の<u>児童等</u>の多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において<u>児童等</u>の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合</p> <p>(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、<u>児童等</u>に継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合</p>

新	旧
<p>イ 選任が必要となる具体的な事例</p> <p>(ア) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が必要である場合</p> <p>a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない<u>子ども</u>が養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合</p> <p>b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 未成年後見人選任の手続</p> <p>ア 申立ての対象となる家庭裁判所</p> <p>未成年後見人の選任請求に係る<u>子ども</u>等の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 法人の未成年後見人</p> <p>未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、<u>子ども</u>等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、<u>子ども</u>の権利擁護の活動を行う法人、<u>子ども</u>等のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。</p> <p>なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が<u>子ども</u>等の身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。</p>	<p>イ 選任が必要となる具体的な事例</p> <p>(ア) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が必要である場合</p> <p>a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない<u>児童</u>が養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合</p> <p>b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 未成年後見人選任の手続</p> <p>ア 申立ての対象となる家庭裁判所</p> <p>未成年後見人の選任請求に係る<u>児童</u>等の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 法人の未成年後見人</p> <p>未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、<u>児童</u>等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、<u>児童</u>の権利擁護の活動を行う法人、<u>児童</u>等のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。</p> <p>なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が<u>児童</u>等の身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。</p>

新	旧
<p>また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。</p> <p>(イ) 複数の未成年後見人</p> <p>家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第 840 条第 2 項）。</p> <p>複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第 857 条の 2 第 1 項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法第 857 条の 2 第 2 項）。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護権を行使することとなる。</p> <p>また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が事務を分掌して権限を行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第 857 条の 2 第 3 項）。</p> <p>事務分掌の定め例としては、弁護士等の専門職と子ども等の親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。</p>	<p>また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。</p> <p>(イ) 複数の未成年後見人</p> <p>家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第 840 条第 2 項）。</p> <p>複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第 857 条の 2 第 1 項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法第 857 条の 2 第 2 項）。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護権を行使することとなる。</p> <p>また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が事務を分掌して権限を行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第 857 条の 2 第 3 項）。</p> <p>事務分掌の定め例としては、弁護士等の専門職と<u>児童</u>等の親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。</p>

新	旧
<p>複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。</p> <p>ウ 申立書の記載事項</p> <p>申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 未成年者（<u>子ども</u>等）の本籍、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業又は在校名</p> <p>(ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（<u>子ども</u>等）の資産収入、取扱経緯等）</p> <p>(エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（<u>子ども</u>等）との関係（法人の場合は名称、所在地等）</p> <p>(オ) (略)</p> <p>エ 添付書類</p> <p>次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。</p> <p>(ア) 未成年者（<u>子ども</u>等）の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行</p> <p>児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った<u>子ども</u>等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行</p>	<p>複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。</p> <p>ウ 申立書の記載事項</p> <p>申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 未成年者（<u>児童</u>等）の本籍、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業又は在校名</p> <p>(ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（<u>児童</u>等）の資産収入、取扱経緯等）</p> <p>(エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（<u>児童</u>等）との関係（法人の場合は名称、所在地等）</p> <p>(オ) (略)</p> <p>エ 添付書類</p> <p>次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。</p> <p>(ア) 未成年者（<u>児童</u>等）の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行</p> <p>児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った<u>児童</u>等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う</p>

新	旧
<p>うものとされている（法第 33 条の 8 第 2 項）。</p> <p>未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない<u>子ども</u>等について、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的場面としては例えば次のケースが想定される。</p> <p>ア <u>子ども</u>等に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合</p> <p>イ <u>子ども</u>等に医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合</p> <p>なお、施設入所中の<u>子ども</u>等については、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。</p> <p>(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続</p> <p>児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている<u>子ども</u>等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている（法第 33 条の 8 第 2 項ただし書き）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第 36 条の 28 第 1 項）。</p> <p>ア 養子にしようとする<u>子ども</u>の本籍、氏名、年令及び性別 イ～カ （略）</p> <p>(5) 未成年後見人選任後の対応</p> <p>未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの<u>子ども</u>等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。</p>	<p>ものとされている（法第 33 条の 8 第 2 項）。</p> <p>未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない<u>児童</u>等について、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的場面としては例えば次のケースが想定される。</p> <p>ア <u>児童</u>等に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合</p> <p>イ <u>児童</u>等に医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合</p> <p>なお、施設入所中の<u>児童</u>等については、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。</p> <p>(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続</p> <p>児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている<u>児童</u>等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている（法第 33 条の 8 第 2 項ただし書き）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第 36 条の 28 第 1 項）。</p> <p>ア 養子にしようとする<u>児童</u>の本籍、氏名、年令及び性別 イ～カ （略）</p> <p>(5) 未成年後見人選任後の対応</p> <p>未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの<u>児童</u>等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。</p>

新	旧
<p>また、<u>子ども</u>等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。</p> <p>未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。</p> <p>第 10 節 その他未成年者に対する援助</p> <p>1. 趣旨</p> <p>児童相談所長は、<u>子ども</u>以外の未成年者（新規ケースも含む。）に対しても、民法上の親権喪失等の審判の請求や未成年後見人の選任請求等を行うこととされている。これらの相談の過程において、18 歳以上の者などの未成年者に関しては、次の対応をとることも想定される所であり、事案に応じて適切な支援を行う。</p> <p>2. （略）</p> <p>第 5 章 一時保護</p> <p>第 1 節 一時保護の目的と性格</p> <p>法第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には<u>子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため</u>、子どもを一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができ</p>	<p>また、<u>児童</u>等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。</p> <p>未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。</p> <p>第 10 節 その他未成年者に対する援助</p> <p>1. 趣旨</p> <p>児童相談所長は、<u>児童</u>以外の未成年者（新規ケースも含む。）に対しても、民法上の親権喪失等の審判の請求や未成年後見人の選任請求等を行うこととされている。これらの相談の過程において、18 歳以上の者などの未成年者に関しては、次の対応をとることも想定される所であり、事案に応じて適切な支援を行う。</p> <p>2. （略）</p> <p>第 5 章 一時保護</p> <p>第 1 節 一時保護の目的と性格</p> <p>法第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもを一時保護所に一時保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護は行政処分であり、保護者等に対する教示については、第 4 章第 1 節に示すところによる。</p>

新	旧
<p>る。一時保護は行政処分であり、保護者等に対する教示については、第4章第1節に示すところによる。</p> <p>なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」による。</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 一時保護の強行性</p> <p>(1) 一時保護は、<u>事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい。このため、一時保護の理由や必要性等について理解と協力を得られるよう努力すべきである</u>が、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、<u>当該同意を得なくても一時保護を行うことができる。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。</u></p> <p><u>特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくても、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。</u></p> <p>(2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。<u>ただし、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう努めることとする。</u></p>	<p>なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」による。</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 一時保護の強行性</p> <p>(1) 一時保護は<u>原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要がある</u>が、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、<u>この限りでない。</u></p> <p>(2) 現に一時保護を加えている子どもが無断外出した場合において児童福祉上必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なくても再び保護することができる。<u>なお、この場合においても、子どもや保護者の同意を得るよう十分な調整を図る。</u></p> <p>(3) <u>一時保護は、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られ</u></p>

新	旧
<p>4・5. (略)</p> <p>第2節 一時保護所入所の手続き</p> <p>1. 一時保護の開始</p> <p>(1) 入所前の手続き</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 一時保護の決定に当たっては、子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、<u>理由及び場所</u>を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別添15)</p> <p>また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。</p>	<p><u>ない場合にも行うことができる。これは、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期間のものであること等から例外的に認められているものである。なお、この場合においても親権を行う者又は未成年後見人の同意を得るよう十分な調整を図る必要がある。</u></p> <p>4・5. (略)</p> <p>第2節 一時保護所入所の手続き</p> <p>1. 一時保護の開始</p> <p>(1) 入所前の手続き</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 一時保護の決定に当たっては、<u>原則として</u>子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行う<u>必要があるが</u>、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。(別添15)</p> <p>また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。</p>

新	旧
<p>なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 一時保護の継続の手続</p> <p>(1) 一時保護の継続</p> <p>一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている(法第33条第3項及び第4項)。継続が必要な場合としては、例えば、</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合</p> <p>などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。</p> <p>一時保護は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされ</p>	<p>なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 一時保護の継続の手続</p> <p>(1) 一時保護の継続</p> <p>一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている。継続が必要な場合としては、例えば、</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合</p> <p>などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。</p> <p>一時保護は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされ</p>

新	旧
<p>ている(法第33条第5項)。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合には、意見聴取を要しない。</p> <p>ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める(第4章第5節1.(3)参照)。</p> <p>なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、児童福祉審議会の意見を聴いた上で継続する場合には、その意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等</p> <p>1. 子どもの所持物</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。</p> <p>なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査</p>	<p>ている。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合には、意見聴取を要しない。</p> <p>ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める(第4章第5節1.(3)参照)。</p> <p>なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、児童福祉審議会の意見を聴いた上で継続する場合には、その意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等</p> <p>1. 子どもの所持物</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。</p> <p>なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査</p>

新	旧
<p>手続きが規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 所持物の保管</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。(地方自治法第235条の4第2項)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。(法第33条の2の2第2項)</p> <p>3. 所持物の返還</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 返還請求権者に対する返還</p> <p>ア 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。(法第33条の2の2第3項)</p> <p>なお、上記1(3)で記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 返還請求権者不明等の場合の手続き</p>	<p>手続きが規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 所持物の保管</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第33条の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する。(地方自治法第235条の4第2項)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる。(法第33条の2第2項)</p> <p>3. 所持物の返還</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 返還請求権者に対する返還</p> <p>ア 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない。(法第33条の2第3項)</p> <p>なお、上記1(3)で記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあるので、警察と協議の上、返還を決定すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 返還請求権者不明等の場合の手続き</p>

新	旧
<p>ア 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。（法第 33 条の 2 の 2 第 4 項）</p> <p>イ 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。（法第 33 条の 2 の 2 第 5 項）</p> <p>4～6. （略）</p> <p>第 5 節 （略）</p> <p>第 6 章 事業に係る留意事項</p> <p>第 1 節・第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 児童虐待防止対策支援事業</p> <p>児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、<u>子ども</u>の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施するほか、市町村における<u>子ども</u>の安全確認のための体制整備、児童虐待に対応する職員の資質向上の為の事業を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号「児童虐待防止対策支援事業の実施について」による。</p> <p>第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 養子縁組</p>	<p>ア 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない。（法第 33 条の 2 第 4 項）</p> <p>イ 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する。（法第 33 条の 2 第 5 項）</p> <p>4～6. （略）</p> <p>第 5 節 （略）</p> <p>第 6 章 事業に係る留意事項</p> <p>第 1 節・第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 児童虐待防止対策支援事業</p> <p>児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、<u>児童</u>の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施するほか、市町村における<u>児童</u>の安全確認のための体制整備、児童虐待に対応する職員の資質向上の為の事業を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号「児童虐待防止対策支援事業の実施について」による。</p> <p>第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 養子縁組</p>

新	旧
<p>1～5. (略)</p> <p>6. 家庭裁判所との連携</p> <p>(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第62条に基づき調査委嘱がなされた場合には、十分な配慮が必要である。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)第21条(b)の規定により、<u>子ども</u>は、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる<u>子ども</u>の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p> <p>なお、国際養子縁組に係る知見を有する法人として、社会福祉法人日本国際社会事業団がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置</p> <p>(1) 目的</p> <p>虐待をする保護者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)の制度を不当に利用して、虐待を受けた子ども等の住所を探索</p>	<p>1～5. (略)</p> <p>6. 家庭裁判所との連携</p> <p>(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法第62条に基づき調査委嘱がなされた場合には、十分な配慮が必要である。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)第21条(b)の規定により、<u>児童</u>は、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる<u>児童</u>の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。</p> <p>なお、国際養子縁組に係る知見を有する法人として、社会福祉法人日本国際社会事業団がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置</p> <p>(1) 目的</p> <p>虐待をする保護者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)の制度を不当に利用して、虐待を受けた子ども等の住所を探索</p>

新	旧
<p>することを防止し、<u>子ども</u>等の保護を図る。</p> <p>(2) 支援措置の概要</p> <p>虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項）がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する児童福祉施設の長、里親もしくはファミリーホーム事業者が代理することができる。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第7章 各種機関との連携</p> <p>第1節 各種機関との連携の重要性</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) <u>関係機関等から児童相談所等への児童虐待に係る情報提供については、平成28年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該</u></p>	<p>することを防止し、<u>児童</u>等の保護を図る。</p> <p>(2) 支援措置の概要</p> <p>虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する児童福祉施設の長、里親もしくはファミリーホーム事業者が代理することができる。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第7章 各種機関との連携</p> <p>第1節 各種機関との連携の重要性</p> <p>(1)～(7)（略）</p>

新	旧
<p><u>資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない</u>とされている。(児童虐待防止法第13条の4)</p> <p><u>なお、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、児童虐待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。</u></p> <p><u>これにより、これらの機関等は、原則として、守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供することができる。</u></p> <p><u>また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。(個人情報保護法第16条及び第23条)しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。</u></p> <p><u>なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外使用または第三者提供禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は法令に定めがあるときに該当するため、条例にこのような除外規定がある場</u></p>	

新	旧
<p><u>合には条例違反とはならない。</u></p> <p>(9) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。</p> <p>(10) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。</p> <p>(11) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。</p> <p>第2節 市町村との関係</p> <p>1. 市町村の位置付け</p> <p>(1) 平成16年児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。</p> <p><u>しかし、その役割・責務は、法律上の様々な規定に分散し、必ずしも明確ではなかったことから、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務について、明確化することとされ、市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされた。</u></p>	<p>(8) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。</p> <p>(9) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。</p> <p>(10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。</p> <p>第2節 市町村との関係</p> <p>1. 市町村の位置付け</p> <p>(1) 平成16年児童福祉法改正法により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。</p> <p>具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第10条第1項各号）。</p>

新	旧
<p>具体的には、市町村は児童福祉法の施行に関し、次に掲げる業務を行うこととされている（法第10条第1項各号）。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</u></p> <p>④ <u>①から③に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。</u></p> <p>(2) 平成20年児童福祉法改正法により、市町村職員に対する研修が都道府県の業務とされたことから、都道府県は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①（市町村職員の研修を除く）、②のイからオまで及び③に掲げる業務を行うものとされている。（法第11条第1項各号及び第12条第2項）</p> <p>①（略）</p> <p>② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</u></p> <p>オ <u>子どもの一時保護を行うこと。</u></p> <p>③ <u>①、②に掲げるもののほか、子ども及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術</u></p>	<p>①・②（略）</p> <p>③ <u>子ども及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</u></p> <p>(2) 平成20年児童福祉法改正法により、市町村職員に対する研修が都道府県の業務とされたことから、都道府県は次に掲げる業務を行うこととされ、児童相談所は、こうした業務のうち、子どもの福祉に関し、主として①及び②のイからオまでに掲げる業務を行うものとされている。（法第11条第1項各号及び第12条第2項）</p> <p>①（略）</p> <p>② 子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>子ども及びその保護者につき、ウの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</u></p> <p>オ <u>子どもの一時保護を行うこと。</u></p>

新	旧
<p><u>を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><u>(7) また、児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとされた。</u></p> <p>2. 個別的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育の実施が必要な子どもについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の<u>3</u>により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 保健所、市町村保健センター等との関係</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 保健所、市町村保健センター等との連携</p> <p>保健所や市町村保健センター等は、乳幼児健診や家庭訪問等の母子保健</p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. 個別的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育の実施が必要な子どもについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の<u>2</u>により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> <p>第5節 保健所、市町村保健センター等との関係</p> <p>1・2. (略)</p> <p>3. 保健所、市町村保健センター等との連携</p> <p>保健所や市町村保健センター等は、乳幼児健診や家庭訪問等の母子保健</p>

新	旧
<p>活動を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して育児に関する専門的な技術支援を行うなどの虐待の発生予防に対する取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。<u>妊娠の届出や乳幼児健診等の母子保健施策は、市町村が妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることから、平成 28 年児童福祉法等改正法により、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）を改正し、国及び地方公共団体は、母子保健施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされた。保健所や市町村保健センター等の機能を十分活用するため、児童相談所は、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。</u></p> <p>特に精神保健に関する事項や心の問題については、保健所や精神保健福祉センターとも連携を密にしておくことが必要である。</p> <p>4・5. (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個々の措置を的確に行うためには、児童福祉施設等又は里親等の状況を十分把握しておく必要があるため、施設長、指定<u>発達支援</u>医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めてお</p>	<p>活動を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して育児に関する専門的な技術支援を行うなどの虐待の発生予防に対する取り組みを始め、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた在宅支援を行っている。<u>これらの機能を十分活用するため、児童相談所は、日頃から保健所や市町村保健センター等と密に連携を図っておくことが必要である。</u></p> <p>特に精神保健に関する事項や心の問題については、保健所や精神保健福祉センターとも連携を密にしておくことが必要</p> <p>4・5. (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p> <p>第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個々の措置を的確に行うためには、児童福祉施設等又は里親等の状況を十分把握しておく必要があるため、施設長、指定医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。</p>

新	旧
<p>く。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第10節 保育所等との関係</p> <p>1. 保育所との連携</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童虐待防止法第13条の<u>3</u>により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこととされている。このため、児童相談所長は、要保護児童の通告を受け、保育の実施が適当と認めてその子どもの保育の実施に係る市町村の長に通知する措置を採る際には、その旨を伝えることとする。また、通知した場合には、その後も保育所と連携してその子どもの状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する<u>子ども</u>であって、保育所に在籍する<u>子ども</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該<u>子ども</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発 0324 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p>	<p>(6)～(9) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>第10節 保育所等との関係</p> <p>1. 保育所との連携</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童虐待防止法第13条の<u>2</u>により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこととされている。このため、児童相談所長は、要保護児童の通告を受け、保育の実施が適当と認めてその子どもの保育の実施に係る市町村の長に通知する措置を採る際には、その旨を伝えることとする。また、通知した場合には、その後も保育所と連携してその子どもの状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する<u>児童</u>であって、保育所に在籍する<u>児童</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該<u>児童</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発 0324 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p>

新	旧
<p>第 11 節 (略)</p> <p>第 12 節 弁護士、弁護士会との関係</p> <p>(1) 平成 16 年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。</p> <p>(2) <u>このため、平成 28 年児童福祉法等改正法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされたところであり、児童相談所は、弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。</u></p> <p>(3) <u>法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体例としては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>民法、家事事件手続法などの専門領域に関する法的知識に基づき、法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等の手続に関する助言・指導等（これらの申立て等の代理人としての活動を含む。）</u></li> <li>・ <u>少年審判を求めて家庭裁判所に送致する場合における家庭裁判所との調整</u></li> <li>・ <u>警察からの捜査関係事項照会への対応</u></li> <li>・ <u>保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者を指導すること</u></li> <li>・ <u>法第 28 条の措置や親権喪失又は停止の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提</u></li> </ul>	<p>第 11 節 (略)</p> <p>第 12 節 弁護士、弁護士会との関係</p> <p>(1) 平成 16 年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成 19 年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。</p> <p>(2) <u>このため、児童相談所は、必要に応じて弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。</u></p> <p>(3) <u>具体的な連携としては、個別のケースで問題となる法的問題に対する助言や、法第 28 条の申立ての代理人等を要請することが考えられる。</u></p>

新	旧
<p><u>に説得的な指導を行うこと</u> <u>等が考えられる。</u></p> <p>第13節 学校、教育委員会との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する<u>子ども</u>であって、学校に在籍する<u>子ども</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該<u>子ども</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発 0324 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>2. (略)</p> <p>第14節～第18節 (略)</p> <p>第19節 民間団体との関係</p> <p>(1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体間の連携の強化」に努めなければならないとされている。</p> <p><u>平成28年児童福祉法等改正法により、児童虐待を理由とした施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離していた事例については、措置等の解除時に、児童虐待を行った保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な子どもへの接し方等の助言等を行うことが</u></p>	<p>第13節 学校、教育委員会との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する<u>児童</u>であって、学校に在籍する<u>児童</u>については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該<u>児童</u>の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</p> <p>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発 0324 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>2. (略)</p> <p>第14節～第18節 (略)</p> <p>第19節 民間団体との関係</p> <p>(1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体間の連携の強化」に努めなければならないとされている。</p> <p>児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。</p>

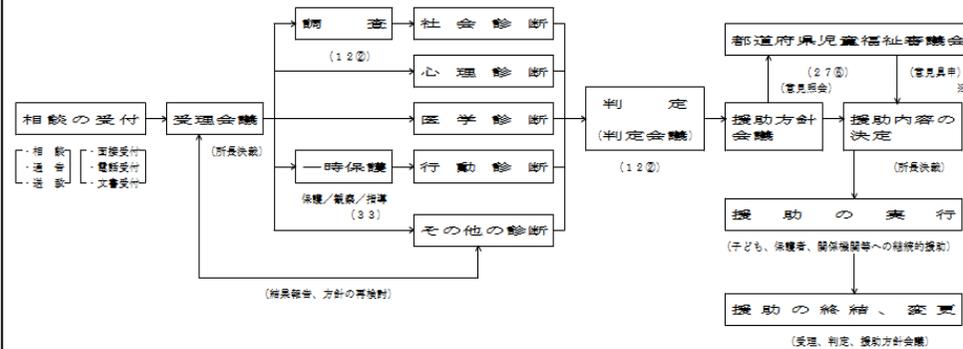
新	旧
<p><u>できることとされた。</u></p> <p><u>助言等は、当該事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有しており、親子再統合プログラムなどを実施しているNPO法人等の民間団体等に委託することができる。</u></p> <p>児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。</p> <p><u>ただし、助言等を委託するにあたっては、当該業務の委託先において、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じている必要がある。</u></p> <p>情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 必要書類</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。</p> <p>情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 必要書類</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ 児童虐待防止法第 13 条の<u>5</u>に規定された報告書</p> <p>㉒ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p>	<p>(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>㉑ 児童虐待防止法第 13 条の<u>4</u>に規定された報告書</p> <p>㉒ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 4 節 (略)</p>

新

旧

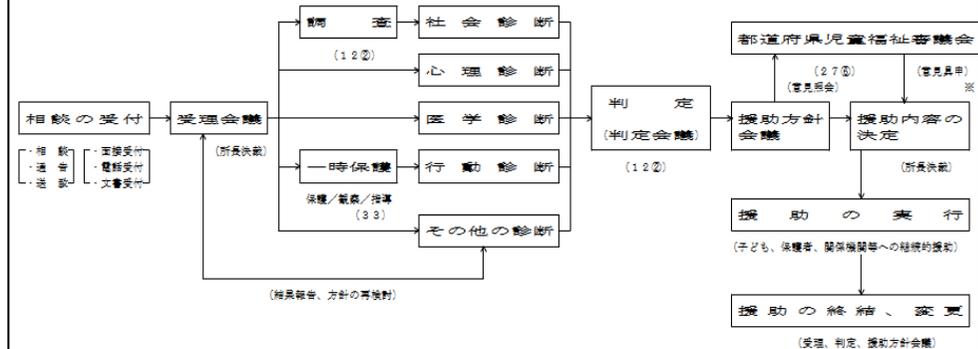
図-1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27ⅡⅢ)
(1) 措置によらない指導 (12Ⅱ)	指定医療機関委託 (27Ⅱ)
ア 助言指導	3 施設、小規模生母型児童養育事業委託措置 (27ⅡⅢ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6Ⅱ)
ウ 他機関あわせん	5 福祉事務所送致、通知 (26ⅡⅢ、63の4、63の5)
(2) 措置による指導	6 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26ⅡⅣ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
ア 児童福祉司指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	7 家庭裁判所送致 (27ⅡⅣ、27の3)
イ 児童委員指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	ア 施設入所への承認 (28ⅡⅡ)
ウ 市町村指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
エ 児童家庭支援センター指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉士指導 (27ⅡⅡ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	
キ 指導の委託 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	
(3) 罰則、暫的措置 (27ⅡⅠ)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

図-1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27ⅡⅢ)
(1) 措置によらない指導 (12Ⅱ)	指定医療機関委託 (27Ⅱ)
ア 助言指導	3 施設、小規模生母型児童養育事業委託措置 (27ⅡⅢ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6Ⅱ)
ウ 他機関あわせん	5 福祉事務所送致、通知 (26ⅡⅢ、63の4、63の5)
(2) 措置による指導	6 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26ⅡⅣ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
ア 児童福祉司指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	7 家庭裁判所送致 (27ⅡⅣ、27の3)
イ 児童委員指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	ア 施設入所への承認 (28ⅡⅡ)
ウ 児童家庭支援センター指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
エ 知的障害者福祉司、社会福祉士指導 (27ⅡⅡ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)
カ 指導の委託 (26ⅡⅡ、27ⅡⅡ)	
(3) 罰則、暫的措置 (27ⅡⅠ)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

新

旧

図-2 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図

図-2 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図

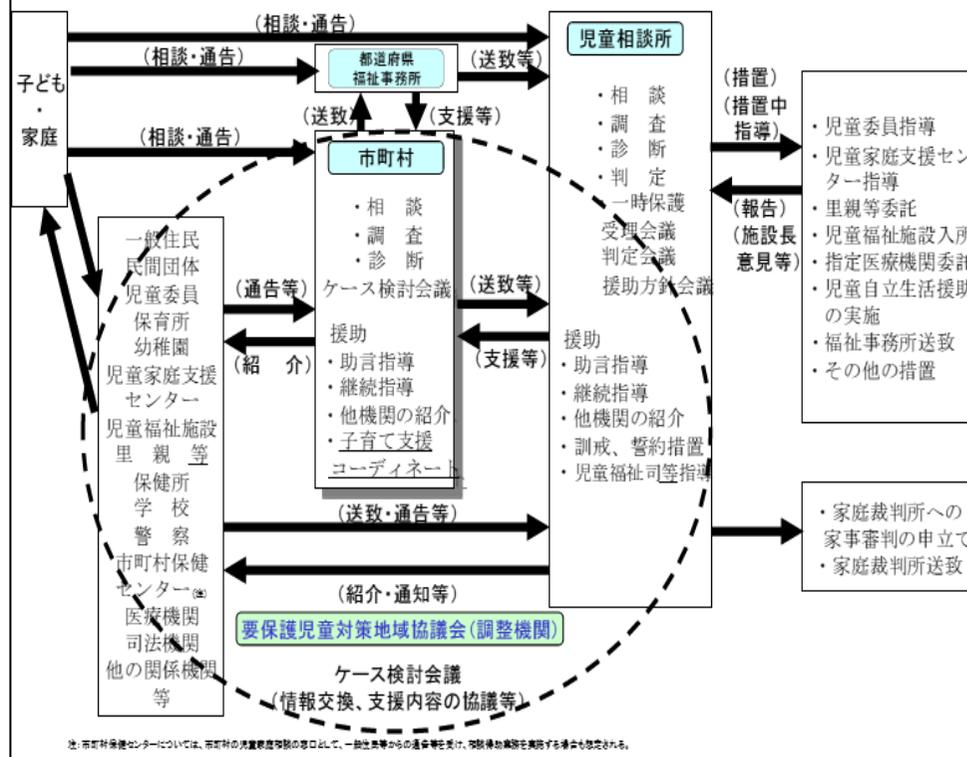
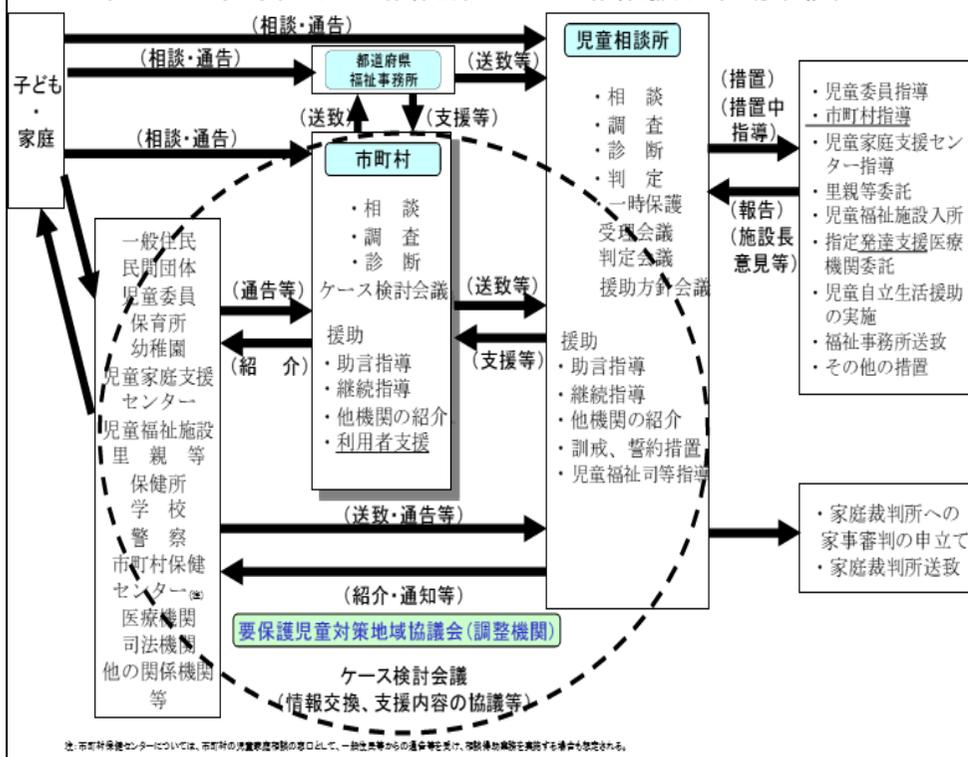


図-3 (略)

図-3 (略)

新

表-1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
①市町村	・指導措置 ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施等を要する子どもの通知 ・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、障害児通所支援事業等 ・児童福祉に関する企画・広報等
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
③保健所 市町村保健センター	・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 ・保健、栄養上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
④児童委員	・児童相談所から調査の委嘱、指導措置 ・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
⑤児童家庭支援センター	・指導措置 ・児童家庭支援センターから要保護児童の通告
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等) ・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
⑦児童福祉施設、里親等 児童自立生活援助事業を行う者	・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項
⑧保育所	・保育の実施に関する事項
⑨家庭裁判所	・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査囑託、援助・協力依頼
⑩学校、教育委員会	・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
⑪警察	・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
⑫医療機関	・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
⑬婦人相談所	・性非行を伴う女子の子ども等
⑭配偶者暴力相談支援センター	・児童虐待に係る通告 ・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
⑮民間団体	・個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)
⑯その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	・児童の就職等 ・精神薄弱児(者)の判定等 ・思春期精神保健に関すること等 ・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	

表-2 (略)

旧

表-1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
①市町村	・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施等を要する子どもの通知 ・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、障害児通所支援事業等 ・児童福祉に関する企画・広報等
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
③保健所 市町村保健センター	・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 ・保健、栄養上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
④児童委員	・児童相談所から調査の委嘱、指導措置 ・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
⑤児童家庭支援センター	・指導措置 ・児童家庭支援センターから要保護児童の通告
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等) ・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
⑦児童福祉施設、里親等 児童自立生活援助事業を行う者	・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項
⑧保育所	・保育の実施に関する事項
⑨家庭裁判所	・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査囑託、援助・協力依頼
⑩学校、教育委員会	・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
⑪警察	・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
⑫医療機関	・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
⑬婦人相談所	・性非行を伴う女子の子ども等
⑭配偶者暴力相談支援センター	・児童虐待に係る通告 ・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
⑮民間団体	・個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)
⑯その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	・児童の就職等 ・精神薄弱児(者)の判定等 ・思春期精神保健に関すること等 ・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	

表-2 (略)

新

表－3 相談受付経路

1	都道府県・市町村 ・福祉事務所 ・児童委員 ・他の児童相談所 ・その他
2	児童家庭支援センター
3	児童福祉施設・指定発達支援医療機関
4	警察等
5	家庭裁判所
6	保健・医療機関 ・保健所・市町村保健センター ・医療機関
7	学校等 ・学校 ・教育委員会等
8	里親等
9	配偶者暴力相談支援センター
10	家族・親戚
11	近隣、知人
12	子ども本人
13	民間団体
14	その他

図－4 (略)

旧

表－3 相談受付経路

1	都道府県・市町村 ・福祉事務所 ・児童委員 ・他の児童相談所 ・その他
2	児童家庭支援センター
3	児童福祉施設・指定医療機関
4	警察等
5	家庭裁判所
6	保健・医療機関 ・保健所・市町村保健センター ・医療機関
7	学校等 ・学校 ・教育委員会等
8	里親等
9	配偶者暴力相談支援センター
10	家族・親戚
11	近隣、知人
12	子ども本人
13	民間団体
14	その他

図－4 (略)

新			旧		
表-4 児童相談所が行う援助の種類			表-4 児童相談所が行う援助の種類		
1 在宅 指導 等	(1)措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん	1 在宅 指導 等	(1)措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん
	(2)措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ <u>市町村指導</u> エ 児童家庭支援センター指導 オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 キ 指導の委託		(2)措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 児童家庭支援センター指導 エ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 オ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 カ 指導の委託
	(3)訓戒、誓約措置			(3)訓戒、誓約措置	
2	児童福祉施設入所措置、指定 <del>発達支援</del> 医療機関委託		2	児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託	
3	里親、小規模住居型児童養育事業委託		3	里親、小規模住居型児童養育事業委託	
4	児童自立生活援助の実施		4	児童自立生活援助の実施	
5	福祉事務所送致等		5	福祉事務所送致等	
6	家庭裁判所送致		6	家庭裁判所送致	
7	家庭裁判所に対する家事審判の申立て		7	家庭裁判所に対する家事審判の申立て	
別添1・2 (略)			別添1・2 (略)		

新

別添3 (様式例)

第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同 伴 す べ き 児 童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。  
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ※1 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。
- ※2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

旧

別添3 (様式例)

第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同 伴 す べ き 児 童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。  
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ※1 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。
- ※2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

旧

別添4 (様式)

### 臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日  
裁判所  
裁判官 殿

〇〇〇〇知事 ㊦

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生 ( 歳)
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生 ( 歳)
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 8 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。  
 2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名及び生年月日の欄には、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。  
 4 事例に応じ、不要の文字を削ること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別添4 (様式)

### 臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日  
裁判所  
裁判官 殿

〇〇〇〇知事 ㊦

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生 ( 歳)
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生 ( 歳)
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。  
 2 保護者が法人であるときは、保護者の氏名及び生年月日の欄には、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 3 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。  
 4 事例に応じ、不要の文字を削ること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

新

別添5（様式例）＜入所（委託）措置決定通知書＞

	発 年	月	日	号	
殿					
	児童相談所長				
	第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条の2第1項				
あなたが保護者となっている次の児童を児童福祉法					
の規定により下記のとおり措置をとったので通知します。					
記					
児童氏名	男 年 月 日生 歳			措置番号	号
	女				
住所					
措置 委託	施設 入所	種 類	名 称		所 在 地
	里親 委託	氏 名		住 所	
入 所	年 月 日	平成 年 月 日			
委 託	あなたが負担する費用月額 円				
措 置 理 由					
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。</p> <p>また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第47条）</p>				

別添6（略）

旧

別添5（様式例）＜入所（委託）措置決定通知書＞

	発 年	月	日	号	
殿					
	児童相談所長				
	第27条第1項第3号 第27条第2項 第27条の2第1項				
あなたが保護者となっている次の児童を児童福祉法					
の規定により下記のとおり措置をとったので通知します。					
記					
児童氏名	男 年 月 日生 歳			措置番号	号
	女				
住所					
措置 委託	施設 入所	種 類	名 称		所 在 地
	里親 委託	氏 名		住 所	
入 所	年 月 日	平成 年 月 日			
委 託	あなたが負担する費用月額 円				
措 置 理 由					
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。</p> <p>また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第47条）</p>				

別添6（略）

新

旧

別添7 (様式例)

別添7 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

(保護者氏名) 殿

〇〇〇施設長 印

〇〇〇施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を行う理由 となった事実の内容		
命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。  
2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇(当該施設の設置主体)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。  
2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇(当該施設の設置主体)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

別添 8 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第 1 項第 1 号に規定される下記の児童との面会  
同条第 1 項第 2 号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を行う理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

旧

別添 8 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第 1 2 条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第 1 項第 1 号に規定される下記の児童との面会  
同条第 1 項第 2 号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

別添9（様式例）

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇児童相談所長 印

次のとおり、〇〇〇児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を解除する理由 となった事実の内容		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 （内線 1234）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

旧

別添9（様式例）

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇児童相談所長 印

次のとおり、〇〇〇児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 （内線 1234）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

旧

別添10（様式例）

別添10（様式例）

発第 号  
平成 年 月 日

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令書

接近禁止命令書

（保護者氏名） 殿

（保護者氏名） 殿

〇〇〇〇知事 印

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由 となった事実の内容		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部（局）〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部（局）〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

（注意）1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇知事に対し、審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。

3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（注意）1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

新

別添11（様式例）

発第 号 平成 年 月 日							
接近禁止命令取消書							
（保護者氏名） 殿							
○○○○知事 印							
児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、○○○○知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。							
命令を取り消される者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生（歳）
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生（歳）						
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。						
命令を取り消す理由 となった事実の内容							
対象となる児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> </tr> </table>	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生（歳）
住所又は居所							
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生（歳）						
連絡先住所 連絡先電話番号	○○県○○市○○1-2-3 ○○県○○部（局）○○課○○係 01-2345-6789 （内線 1234）						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

別添 12-1～別添 14 （略）

旧

別添11（様式例）

発第 号 平成 年 月 日							
接近禁止命令取消書							
（保護者氏名） 殿							
○○○○知事 印							
児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、○○○○知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。							
命令を取り消される者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> </tr> </table>	住所		氏名		生年月日	年 月 日生（歳）
住所							
氏名							
生年月日	年 月 日生（歳）						
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。						
命令を取り消す理由							
対象となる児童	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所又は居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> </tr> </table>	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生（歳）
住所又は居所							
氏名	男・女						
生年月日	年 月 日生（歳）						
連絡先住所 連絡先電話番号	○○県○○市○○1-2-3 ○○県○○部（局）○○課○○係 01-2345-6789 （内線 1234）						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 保護者が法人であるときは、保護者の氏名又は住所を記載すべき欄には、法人の名称又は主たる事務所の所在地を記載すること。

別添 12-1～別添 14 （略）

新

旧

別添15（様式例）＜一時保護決定通知書＞

別添15（様式例）＜一時保護決定通知書＞

殿

殿

児童相談所長

児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定

により〔一時保護  
一時保護を委託〕しましたので通知します。

により〔一時保護  
一時保護を委託〕しましたので通知します。

記

記

児童氏名	男 年 月 日生 歳		措置番号	号
	女			
住 所				
一 時 保 護	場 所	名 称		
		所在地		
	年月日	年 月 日		
	開始の理由			

児童氏名	男 年 月 日生 歳		措置番号	号
	女			
住 所				
一 時 保 護	場 所	名 称		
		所在地		
	年月日	年 月 日		
	開始の理由			

- 備 考
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）
  - 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）

- 備 考
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）
  - 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）